（昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号の一部改正）

第二条　昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の農林水産大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	
付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	殻を取り除いたもの をいう。）
（略）	（略）

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の農林水産大臣の定める基準は、輸出国の政府機関が指定する施設の基準にあつては一のとおりとし、加熱処理の基準にあつては二のとおりとし、熟成処理の基準にあつては三のとおりとし、豚肉を原料とするハムの処理及び保管の基準にあつては四のとおりとし、穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草（以下「わら及び乾草」という。）の消毒の基準にあつては五のとおりとする。

一　（略）

二　加熱処理の基準

加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	加熱処理の基準
（略）	（略）
三　鶏、うずら、きじ、<u>ヘ</u><u>エミュー</u>、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉	（略）

改正前	
殻を取り除いたもの をいう。）	
（略）	（略）

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の農林水産大臣の定める基準は、輸出国の政府機関が指定する施設の基準にあつては一のとおりとし、加熱処理の基準にあつては二のとおりとし、熟成処理の基準にあつては三のとおりとし、豚肉を原料とするハムの処理及び保管の基準にあつては四のとおりとし、穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草（以下「わら及び乾草」という。）の消毒の基準にあつては五のとおりとする。

一　（略）

二　加熱処理の基準

加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	加熱処理の基準
（略）	（略）
三　鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を	（略）